

○羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付要綱

令和8年4月1日告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において本州初のトキ放鳥が行われることを契機として、トキが生息する里山の魅力を地域産品のブランド化に繋げることを目的とし、民間事業者が主体となって取り組む商品の企画や開発、宣伝に係る費用に対し、市が予算の範囲内において事業経費の一部を、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 補助金の交付を受けようとする者
- (2) 市税等 市税、上下水道料金、その他市に対する納付金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 市内に事業所を有するものであること。
- (2) 申請者が直接、事業又は営業に携わること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 申請者又はその法人の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つ者ではないこと。
- (5) その他市長が適切でないと判断する事業ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、トキが生息する里山の魅力を発信する新商品の研究開発、製造又は販売に関するもので、補助対象経費は補助事業の実施に必要となる別表に掲げる経費とする。

- 2 前項に認める経費のうち、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。
- 3 国、県、その他団体から補助金又は助成金の交付を受ける場合は、当該補助金又は助成金を補助対象経費から除くものとする。
- 4 市長が不相当と認める費用は、第1項の対象となる経費から除くものとする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とし、上限額は50万円とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- 2 補助金の交付は、同一年度において1申請者につき1回とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、事業の実施前に羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金

交付申請書（様式第1号）及び羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金事業計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請を審査し、補助金の交付を決定したときは、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- （1）事業内容の重要な部分を変更する場合
- （2）補助事業を中止する場合
- （3）補助事業を廃止する場合

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認められるときは、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金変更承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを除く。）は、速やかに羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付請求書（様式第8号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助事業の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれか該当した場合は、認定を取り消すものとする。

- （1）第3条の要件を欠いたとき
- （2）補助事業を中止したとき
- （3）虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （4）この要綱又はこれに基づく市長の指示に従わないとき
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の

交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることがある。

(1) 前条各号に該当する状態に至った後に補助金を受給したとき

(2) 前項のほか、市長が相当の理由があると認めるとき

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

経費の区分	補助対象経費の内容
1 謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
2 旅費	①アドバイスを受ける専門家の招聘に要する交通費 ②試験研究機関等との試験実施等に要する職員の交通費 ③販路拡大調査に要する職員の交通費 (備考) 対象となる旅費の交通費、宿泊費及び日当等は、企業等の旅費規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えないものであること。なお、旅費規程等に基づくものであってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象としない。
3 原材料費	研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
4 機械装置費	①機械装置、分析装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)を借上(リース)した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間按分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②機械装置又は機械装置を自社により製作する場合の部品並びに分析機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)の購入に要する経費 (備考) 量産化のための設備投資とみなされるようなものは認めない。なお、機械装置の購入は、研究開発による新商品の完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。
5 工具器具費	①工具・器具の借上(リース)に要する経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合、期間案分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②工具・器具の試作、改良、修繕に要する経費 ③工具・器具の購入に要する経費 (備考) 工具・器具の購入は、研究開発による新商品完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。

6 委託費	①機械装置、工具・器具等の試作、改良、修繕を委託する経費 ②市場の動向等の調査又は研究開発事業の一部を委託する経費 ③販路拡大のためにその一部を委託する経費で、ホームページ等作成委託費、受発注コーディネートなどのコンサルティング料、製品紹介パンフレット類の作成委託などの経費
7 技術指導費	外部からの技術指導を受ける場合、技術提供先に支払われる経費
8 産業財産権導入費	他者が所有する産業財産権の導入に要する経費 ※自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は含まない。
9 会議事務費	①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料 ②事業実施に必要な文献費 ③物品の運搬に要する経費 ④新商品の開発過程における販路開拓・拡大のための展示会等に出展する経費 ⑤事業実施に必要な消耗品費
10 広報費	①新商品を宣伝広告するためにパンフレットやポスター等を作成する経費 ②広報媒体等を活用するために必要な経費
11 その他経費	上記以外で市長が特に必要と認める経費

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）羽咋市長

住 所  
氏 名  
（団体にあつては団体名及び代表者氏名）  
連絡先

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付申請書

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発事業を下記のとおり実施したいので、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 補助金申請額 : 円
- 2 着手年月日 : 年 月 日
- 3 完了年月日 : 年 月 日
- 4 添付書類 : (1) 羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金事業計画書（様式第2号）  
(2) 羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金事業計画書（別紙）収支予算  
(3) 補助対象経費に係る見積書の写し  
(4) 平面図など施工実施箇所や施工内容が分かる書類  
(5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金事業計画書

事業名			
実施事業の概要			
事業完了年月日		年 月 日（見込）	
概算事業費		(総事業費) 円	(補助対象経費) 円
総事業費内訳	市の補助金		円
	自己資金		円
	その他 特定財源		円

※実施事業の概要は可能な限り詳細に記入してください。

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金事業計画書（別紙）

収支予算

収入の部

（単位：円（税抜））

科 目	予算金額	内 訳
1. 自己資金		
2. 借入金		
3. 補助金		羽咋市補助金
4. その他		
合 計		

支出の部

（単位：円（税抜））

科 目	予算金額	内 訳
1. 謝金		
2. 旅費		
3. 原材料費		
4. 機械装置費		
5. 工具器具費		
6. 委託費		
7. 技術指導費		
8. 産業財産権導 入費		
9. 会議事務費		
10. 広報費		
11. その他経費		
合 計		

※支出の部内訳については別紙一覧を参照のこと。



第 年 月 日

住所  
氏名

羽咋市長

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) この補助金は、申請書記載の事務内容または事業の目的以外に使用してはならない。
  - (2) この決定に基づく事業内容の変更（軽微なものを除く。）を行おうとするとき、または当該事業を中止もしくは廃止しようとするときは、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
  - (3) 補助事業の完了後は、速やかに羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

年 月 日

（あて先）羽咋市長

住 所  
氏 名  
（団体にあつては団体名及び代表者氏名）  
連絡先

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金変更承認申請書

年 月 日付第 号により交付決定通知があつた事業を下記  
のとおり 

変更
中止
廃止

 したいので、承認されたく羽咋市トキが舞う里はくい

商品開発支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 

変更
中止
廃止

 の理由

2 補助金申請額 

変更前の額	円
変更後の額	円
差引額	円

3 変更の内容 （別紙のとおり）

## 羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金変更承認申請（別紙）

## 収支予算

## 収入の部

(単位：円 (税抜))

科 目	変更前額	変更後額	内 訳
1. 自己資金			
2. 借入金			
3. 補助金			羽咋市補助金
4. その他			
合 計			

## 支出の部

(単位：円 (税抜))

科 目	変更前額	変更後額	内 訳
1. 謝金			
2. 旅費			
3. 原材料費			
4. 機械装置費			
5. 工具器具費			
6. 委託費			
7. 技術指導費			
8. 産業財産権導 入費			
9. 会議事務費			
10. 広報費			
11. その他経費			
合 計			

第 年 月 日 号

住所  
氏名

羽咋市長

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました変更承認申請について、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり承認したので通知します。

記

変更・中止・廃止の内容	
-------------	--

年 月 日

（あて先）羽咋市長

住 所  
氏 名  
（団体にあつては団体名及び代表者氏名）  
連絡先

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金実績報告書

先に  $\left( \begin{array}{cccc} \text{交} & \text{付} & \text{決} & \text{定} \\ \text{変} & \text{更} & \text{承} & \text{認} \end{array} \right)$  通知があつた羽咋市トキが舞う里はくい商品開

発支援補助金について、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

関係書類

- （1）羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金実績報告（別紙）
- （2）収支決算書
- （3）支払いを証する書類の写し
- （4）事業実施状況の写真、資料等
- （5）その他市長が必要と認める書類

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金実績報告（別紙）

事業名			
実施事業の概要			
事業完了年月日		年 月 日	
事業費		(総事業費) 円	(補助対象経費) 円
総事業費内訳	市の補助金		円
	自己資金		円
	その他 特定財源		円

第 年 月 日

住所  
氏名

羽咋市長

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

年 月 日

(あて先) 羽咋市長

住 所  
氏 名  
(団体にあつては団体名及び代表者氏名)  
連絡先

羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付請求書

年 月 日付第 号で確定 (交付決定) 通知があつた羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金について、羽咋市トキが舞う里はくい商品開発支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

◎振込希望口座

フリガナ										
口座名義										
金融機関	銀行							支 店		
	金庫							支 社		
	農協							出張所		
	金融機関コード					店舗コード				
預金種目	1. 普通		2. 当座		口座番号					